

# 入札説明書

三田カルチャータウン太陽光発電設備年次点検保守委託業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
三田カルチャータウン太陽光発電設備年次点検保守委託
- (2) 委託業務の内容  
別添設計図書のとおり。
- (3) 履行期限  
令和3年3月25日限り
- (4) 履行場所  
三田市学園1丁目892番  
三田カルチャータウン太陽光発電所

## 2 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める入札参加資格者名簿（工事あるいは物品）に登載されている者で、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者名簿において第一希望業種の大分類が「役務の提供」、小分類「設備保守・管理」に登載されており、A等級以上の者、または工事契約に係る入札参加者名簿の電気工事における格付等級がA等級以上であること。
- (2) 平成17年度以降に発電出力2,000kW以上の太陽光発電施設において、本業務で実施する年点検と同じ内容の点検実績を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限に該当しないこと。
- (4) 一般競争入札参加申込書（別紙様式第1号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、申込書に前記2（1）及び（2）の資格を有することを証明する書類を添付して、令和2年10月29日（木）午後5時までに後記4（1）の場所に提出すること。

また、開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

## 4 入札参加の申込み

- (1) 提出場所  
〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70（兵庫県三木庁舎）  
兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所 総務課 担当 寺西  
電話(0794)・82・8265

- (2) 提出期間  
令和2年10月20日(火)から10月29日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出書類  
ア 申込書を作成のうえ前記(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。  
イ 兵庫県入札参加資格 審査結果通知書の写し  
ウ 同種点検の実施実績(様式5号)  
なお、記載件数は代表的な点検3件以内とし、平成17年度以降に点検が完了しているものに限り記載するとともに、同点検に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認  
ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。  
イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和2年11月2日(月)午後5時までに申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。  
そのため、返信用封筒(定型長3)を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。
- (5) その他  
ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。  
イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。  
ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。  
エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時  
(1) 場所 前記4(1)に同じ。  
(2) 日時 前記4(2)に同じ。

7 入札・開札の場所及び日時  
令和2年11月6日(金)午後2時 兵庫県三木庁舎 1階

8 入札書の提出方法  
入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退届」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和2年11月5日(木)午後5時までに前記4(1)の場所に必着すること。  
入札の前に積算内訳書を提出すること。郵送等による場合は、積算内訳書を同封すること。  
なお、積算内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、契約金額等を拘束するものではない。

9 入札書の作成方法  
(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

- (2) 入札書は所定の別紙様式2号によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 業務委託名は、前記1(1)に示した件名とする。
  - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
  - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
  - エ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出し、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
  - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

#### 10 設計図書等に関する質問

- (1) 入札説明書、設計図書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書(様式は任意)で質問すること。
  - ア 提出場所 前記4(1)に同じ。
  - イ 提出期間 前記4(2)に同じ
- (2) 質問に対する回答書は、令和2年11月4日(水)午後5時までに入札参加者にFAXで通知する。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
  - 入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100の5以上の額を、令和2年11月5日(木)正午までに納入しなければならない。
  - ただし、保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - 保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年11月5日(木)以前の任意の日を開始日とし、令和2年11月12日(木)以降の任意の日を終了日とすること。
  - 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
  - なお、入札保証金の免除を希望する場合は、国、地方公共団体等と過去2年間に契約を締結したことがわかる一覧表(様式任意)と契約書の写しを提出すること。
    - ア 提出場所 前記4(1)に同じ。
    - イ 提出日時 前記4(2)に同じ。
- (2) 契約保証金
  - 契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

#### 12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理

人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

### 13 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

### 14 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規定(昭和54年企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

### 15 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)を求める場合、所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月12日(木)までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は前記1(1)について総価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

### 16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

### 17 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内

に契約担当者に提出しなければならない。

- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止されることがある。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

20 契約事務担当部局

〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70(兵庫県三木庁舎)  
兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所 総務課  
電話(0794)・82・8265